

第3節 インターネット上の偽・誤情報等への対応

SNSや動画共有サービス、インターネットニュースサイトの利用率向上等を背景に、人々の情報収集手段においても、インターネットが重要な手段となりつつある。とりわけSNSは、情報収集・発信、コミュニケーションにおける社会基盤としての存在感を増しつつあると考えられる。

こうしたなか、インターネット上の偽・誤情報や誹謗中傷等の他人の権利を侵害する情報の流通・拡散などに代表されるデジタル空間の情報流通をめぐる問題も大きくなっている。

こうした課題に対しては、国際的な動向も踏まえつつ、表現の自由に十分配慮しながら、制度的対応、対策技術の開発やその支援、ICTリテラシーの向上も含めた総合的な対策を積極的に進めていく必要がある。

1 主な課題の概要

世界情勢や社会構造、技術変化等により、偽・誤情報の流通・拡大のリスクが上昇している。世界経済フォーラムのグローバルリスク報告書2025^{*1}によると、偽・誤情報は現在、今後2年間及び今後10年間の深刻なリスクの上位に入っており、特に、今後2年間では最も重視すべきリスクとされている。例えば、2024年の世界各地で行われた選挙においても、真偽不確かな情報を巡る報道が相次いだ^{*2}。

また、我が国では、誹謗中傷等の他人の権利を侵害する情報の流通についても問題が増大している。例えば、違法・有害相談センターへの相談件数は近年高止まりしており、2024年度は6,403件だった^{*3}。さらに、アンケート調査^{*4}によると、インターネット上で他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）の目撃経験は、2024年調査では回答者の60.6%が「見たことがある」と回答している。ある作品の画像や映像等の著作物を許可なく使用した投稿（著作権侵害）や他人の顔写真や名前を許可なく使用した投稿の目撃経験も4割を超えている（図表I-2-3-1）。

*1 WORLD ECONOMIC FORUM「Global Risks Report 2025」〈<https://www.weforum.org/publications/global-risks-report-2025/>〉（2025年3月10日参照）

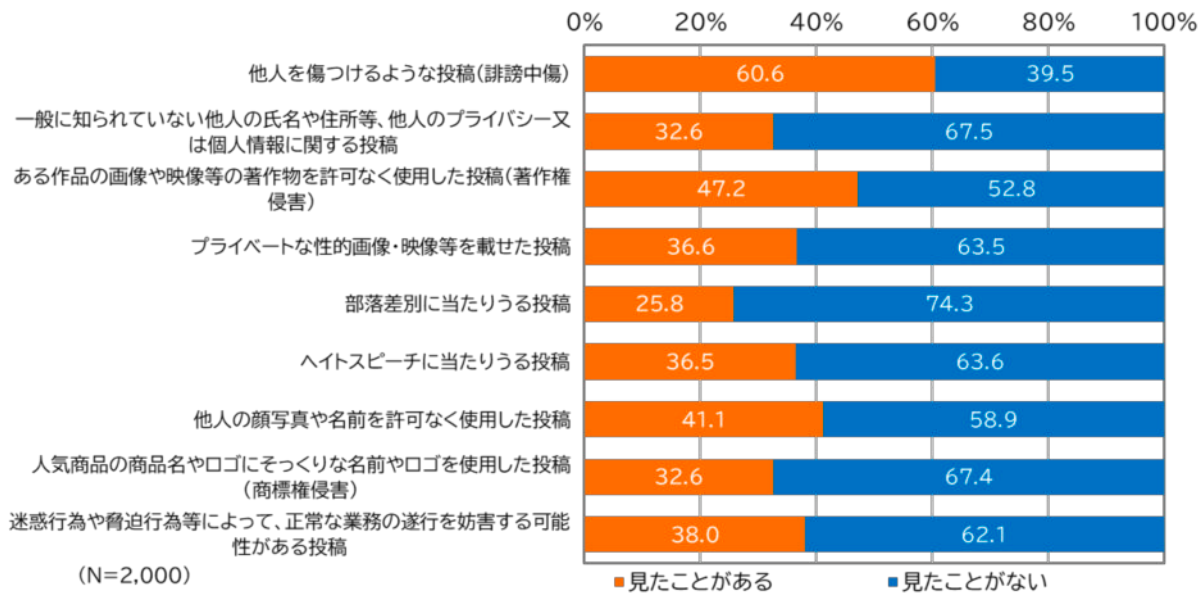
*2 2024年に世界各地で選挙が予定され、AIの偽・誤情報への悪用が懸念されたことから、2024年2月、GoogleやMeta、X、TikTokを含む大手テクノロジー企業により「2024年選挙におけるAIの欺瞞的使用に対抗するための技術合意」が締結された（2025年4月時点で27社が参画）。この協定の署名企業は、AIによる虚偽の選挙コンテンツ生成の検知、社会の認知向上など8つの主要なコミットメントに合意し、選挙におけるAIの欺瞞の利用への対策に取り組むことを約束した（AI Elections Accord「A Tech Accord to Combat Deceptive Use of AI in 2024 Elections」〈<https://www.aielectionsaccord.com/>〉）。

しかし、実際には、2024年の世界各地の選挙において、虚偽が疑われる画像、動画、音声による妨害、虚偽が疑われる情報の発信などが相次いで発生したとの報道がなされている。例えば、2024年の米国大統領選では、選挙関係者を装った人物が郵便投票を破り捨てる偽の動画や、投票機で大規模不具合があったという情報が発信され流通した。

*3 第Ⅱ部第1章第2節2「我が国における電気通信分野の現状」参照

*4 総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第2回）資料2－1」〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_shokadai/index.html〉

図表 I-2-3-1 違法・有害情報に関する投稿の目撃経験（2024年10月）



(出典) 総務省（2024）「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第2回）資料2-1」*5

2 対応の方向性

デジタル空間の情報流通をめぐる問題の対応にあたっては、制度的対応、対策技術の開発やその支援、利用者のICTリテラシー向上といった総合的な対策が必要である。ここでは制度的対応、対策技術の開発やその支援、利用者のICTリテラシー向上に関する最近の動きを取り上げる。

1 情報流通プラットフォーム対処法の施行

2024年5月、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付けるプロバイダ責任制限法の一部改正法*6が成立した。同改正法により、法の題名も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められた。

同改正法の施行に当たり、総務省では、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するため、「違法情報ガイドライン」*7を策定した。同改正法は2025年4月1日に施行された。

2 対策技術の開発やその支援

総務省では、生成AIに起因する偽・誤情報をはじめとした、インターネット上における偽・誤情報の流通・拡散リスクに技術的に対応するため、「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業」を通じ、対策技術の開発支援を推進している。

例えば、インターネット上の情報が生成AIにより生成されたものか否かを判別するための対策技術に関して、2024年度から主に画像・映像を対象とした開発・実証を進めているが、2025年度はこれ

*5 総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第2回）資料2-1」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_shokadai/index.html

*6 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）

*7 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（令和7年3月11日制定）

らの技術の社会実装に向けた取組を進めていくとともに、今後更に多くの偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、判別対象をデータ量が少なく、判別が困難な音声等に拡大することを予定している。

また、インターネット上の多くの情報から、情報の受信者が確かな情報かどうかを判断できるよう、2024年度から、情報発信者に関する真正性・信頼性を確保するための技術の開発・実証を進めているが、2025年度はこれらの技術の社会実装・国際標準化の実現に向けた取組を進めていくとともに、真正性・信頼性確保の対象を発信された情報そのものにも拡大することを予定している。

3 ICTリテラシー向上

情報を的確に取り扱うには、その基盤となるICTリテラシーの向上が重要となっている。

2025年1月、インターネットやSNSにおける利用者のICTリテラシー向上を目指して、総務省はプラットフォーム事業者や通信事業者、関連するIT企業・団体とともに推進する官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」の始動を公表した^{*8}。同年2月に公開した総合Webサイトには、連携している各企業・団体によるイベントや教材等の各種取組が掲載されている。同年5月、「DIGITAL POSITIVE ACTION」に関連して、利用者のICTリテラシーに関する認識や偽・誤情報の拡散傾向等、ICTリテラシーに係る実態を把握し、ICTリテラシー向上の取組を推進するため、「ICTリテラシー実態調査」を公表した^{*9}。調査の結果、偽・誤情報に接触した人のうち、25.5%が何らかの手段を用いて拡散していることが判明し、利用者のICTリテラシー向上に向けた取組の重要性が浮き彫りとなった。そのため、更なる意識啓発に向けて、同月よりテレビ・WebCMの放映を開始した^{*10}。今後も、本プロジェクトでは、多様な企業・団体によるセミナーやシンポジウム開催、普及啓発教材の作成、各種広告媒体を活用した国民向け広報活動を行う予定である。

^{*8} 総務省「つくろう！守ろう！安心できる情報社会DIGITAL POSITIVE ACTION」〈<https://www.soumu.go.jp/dpa/>〉（2025年3月14日参照）

^{*9} 総務省「ICTリテラシー実態調査」〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001008791.pdf〉

^{*10} 「総務省 | 報道資料 | ICTリテラシーに係る実態調査の結果公表及びテレビ・WebCMの放映開始」〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000176.html〉